

学校開放（体育館・校庭・夜間照明）利用の手引き（小中学校用）

1. 貸出条件（校庭・夜間照明）市民又は市内勤務者10名以上の団体
（ 体育館 ）市民又は市内勤務者5名以上の団体

2. 利用日一覧

開放施設		開放する日	開放する時間	休館(場)日
校庭	夜間利用 (夜間照明)	火～土（祝日を除く） (ただし、4月1日から 10月31日まで)	午後7時～午後9時30分	11月1日から 翌年3月31日 まで
	日中利用	土・日	午前9時～午後5時	12月28日から 翌年1月4日まで
体育館	夜間利用	火～土	午後7時～午後9時30分	
	日中利用	土	午前9時～午後5時	

※学校の開放日であっても学校行事等で利用できないことがありますので、事前に各学校にお問合せください。
※施設の利用は原則1団体につき週1回です。令和6年度の体育館利用につきましては、この原則を9月末まで適用します。10月以降は申請の状況次第で複数利用を許可する場合がありますので、希望団体は9月以降にご連絡ください。

なお、スポーツ少年団と地域スポーツクラブによる中学生を含んだ利用、校庭利用につきましては、これまでと同様に複数回利用を認めることとします。

3. 申請方法

- ①年度内に2回以上の利用を希望する団体は、スポーツ振興課にメールで学校施設開放利用団体登録申請書・学校施設開放利用団体員名簿を添付して送信してください。様式は市ホームページ内にあります。
スポーツ振興課メールアドレス：sports-shinkou@city.nasushiobara.tochigi.jp
- ②利用申請許可証を団体代表者宛に郵送いたします。許可証を受け取ったら利用を希望する月の前月の初めから15日までに学校開放利用申請書を各学校に提出してください（書類は各学校にあります。）。
※受付開始日については各学校にお問い合わせください。

4. 利用料金

（体育館・校庭）無料

（夜間照明）最初の1時間500円、30分延長するごとに250円ずつ加算

※12月以降に市スポーツ振興課から各利用団体の代表者に請求します。納入通知書を送付しますので、料金を納付してください。

※市登録のスポーツ少年団は利用料金の減免があります。申請書にその旨ご記入ください。

5. その他

- 利用する際、管理指導員より「施設利用日誌（完了報告書）」が渡されますので、利用終了後に必要事項を漏れなく記入して管理指導員へ提出してください。
- 予約を入れた日に利用しない等、キャンセルする場合は、必ず管理指導員と学校に連絡してください。
※無断キャンセルが続く場合、利用の制限をさせていただきます。